久留米市農産物の輸出支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、農業者等が、久留米市で生産される農産物及び農産加工品(以下「農産物等」という)を海外へ輸出する際の販路拡大に関する取組みに必要な経費について支援を行うことにより、久留米産農産物の販売力強化を図ることを目的とする。

また、その交付に関しては、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、久留 米市補助金等交付規則(昭和50年久留米市規則第5号。以下「規則」という。)に定 めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

- 第2条 補助金の交付の対象者は、次の各号に定めるものとする。
 - (1) 久留米市内に在住する農業者
 - (2) 久留米市に事業区域を有する農業協同組合
 - (3) 久留米市に所在し、農地を耕作する法人

(補助対象事業及び補助対象経費)

第3条 補助の対象事業は、前条に定める補助対象者が行う農産物等を海外へ輸出する際 の販路拡大に関する取組(以下「補助対象事業」という)とする。

また、補助対象事業を行う際に必要な経費(以下「補助対象経費」という)については、次の各号に掲げるものとし、各経費の内容については、別表1に掲げるとおりとする。

- (1) 旅費
- (2) 報償費
- (3)消耗品費
- (4) 印刷製本費
- (5) 役務費
- (6) 備品購入費
- (7)委託料
- (8) その他市長が特に認める経費
- 2 前項の規定に関わらず、この要綱以外の制度に基づく補助金の交付を直接もしくは 間接に受け、又は受けることが決定している事業は補助の対象としない。

(補助金額等)

第4条 補助金の額は、前条に規定する当該事業に要する補助対象事業のうち、2分の1 以内で、400千円を上限とする。ただし、補助対象者のうち第2条第1号に該当する 者は200千円を上限とする。

また、当該補助金額の千円未満は切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という)は、規則第4条第1項の補助金等交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。
 - (1) 事業計画書(様式第1号)
 - (2) 収支予算書(様式第2号)
 - (3)役員名簿(法人の場合に限る)

(補助金交付の適否の決定)

- 第6条 市長は、前条による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の適 否を決定するものとする。
 - 2 市長は、前項により補助金の交付の決定をしたときは、すみやかに申請者に対して 通知するものとする。

(実績報告)

- 第7条 申請者は、補助対象事業が完了したときは、当該補助対象事業が完了した日の翌日から起算して30日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、規則第15条第1項の補助金等実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 成果報告書(様式第3号)
 - (2) 収支決算書(様式第4号)

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。ただし、交付を決定した補助金の額と、確定した額とが同額の場合には、通知を省略することができる。

(関係書類の保管)

第9条 申請者は、補助金に係る帳簿及び領収書等の関係書類を当該補助事業の完了した 日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるものほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- この要綱は、平成27年7月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成30年7月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和 4年7月1日から施行する。

別表1

費目	経費の内容等
旅費	事業を目的とした旅費
報償費	事業を実施するため必要な外部専門家等への謝金
消耗品費	事業を実施するために必要な各種事務用品、試食用資材等の消耗資材・ 用具の購入に必要な経費、文献・資料等購入費
印刷製本費	事業を実施するため必要な販促資材等の印刷に必要な経費。ブランドマークシールやラベルの作成・購入・印刷に要する経費を含む。
役務費	事業を実施するため必要な通信運搬費(郵送費、販売促進用具・資材等の運搬費等)、筆耕翻訳費(資料等の現地語への翻訳、通訳)、広告宣伝費、海外への送金手数料等の雑費、等
備品購入費	事業を実施するため必要な機器・設備等の購入に要する経費
委託料	事業を実施するため必要な包装資材・販促資材のデザイン料、市場調 査、販促催事実施等に要する経費
その他	他の費目に該当しない、事業を実施するために市長が必要かつ適当と認 める経費